

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第190号)

平成13年12月25日

横情審答申第190号

平成13年12月25日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条
第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年6月30日収出第27号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成10年度南浩生館宿泊所への支出に関する支出命令書」（1件）及び「平成10年度、11年度まつかげ一時宿泊所及び南浩生館宿泊所への支出に関する支出命令書」（16件）の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成10年度南浩生館宿泊所への支出に関する支出命令書」(1件)及び「平成10年度,11年度まつかけ一時宿泊所及び南浩生館宿泊所への支出に関する支出命令書」(16件)を一部公開とした決定は,妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は,「平成10年度南浩生館宿泊所への支出に関する支出命令書」(1件)(以下「本件申立文書その1」という。)及び「平成10年度,11年度まつかけ一時宿泊所及び南浩生館宿泊所への支出に関する支出命令書」(16件)(以下「本件申立文書その2」という。)の公文書公開請求に対し,横浜市長(以下「実施機関」という。)が,平成12年4月18日付で行った一部公開決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件申立文書その1及び本件申立文書その2(以下併せて「本件申立文書」という。)は,横浜市公文書の公開等に関する条例(昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。)第9条第1項第2号及び第3号に該当するため一部公開としたものであって,その理由は,次のように要約される。

(1) 旧条例第9条第1項第2号の該当性について

本件申立文書その1に記載された検査調書の評定については,横浜市が当該法人を評価したものであり,この評定が悪い場合,公開することにより当該法人の競争上の地位を客観的かつ明白に害するとともに社会的評価が損なわれる。

検査調書の評定が悪い場合のみ非公開とすることは,非公開としたことにより,評定が悪いことを表明することとなる。

したがって,検査調書の評定は,その内容のいかんにかかわらず,本号に該当する。

(2) 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

本件申立文書に記録された法人の取引金融機関に関する金融機関名,口座種別,口座番号等の口座情報及び印影は,個別取引の権利行使のために個別に作成されるもので当該取引関係者以外に通知されることは通常あり得ない。

これらを事業活動に関わりなく一般に公開すれば,第三者に悪用されるなど当

該法人の財産権が損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は、当該法人の財産を保護すべき本号に該当する。

4 異議申立人の一部公開決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部公開決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 「検査調書の評定」につき、評定が悪い場合に公開することにより法人の競争上の地位を客観的かつ明白に害するとともに、社会的評価が損なわれること、評定が悪い場合のみ非公開とすることは評定が悪いことを表明することとなるため、評定は非公開とせざるを得ないことを記載しているが、当該法人には競争相手はいない。
- (2) 当該法人には公金返還について不正の疑いがある。
- (3) 市職員は当該法人の公金受領及び返還について不当な優遇・取扱いをしている疑いがある。
- (4) 当該法人は財団で福祉事業を行っており、公金取扱いの金融機関名、口座種別、口座番号等情報及び請求者の印影を公開したとしても当該法人の財産権を侵害するおそれはない。
- (5) 旧条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており、情報を受けた者はその旨義務があり、市長の主張は市民を不当に疑うものである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

平成12年7月1日に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書その1は、平成10年度の南浩生館宿泊所を管理運営する法人に対する支出に関する支出命令書であり、本件申立文書その2は、平成10年度及び平成11年度のまつかけ一時宿泊所及び南浩生館宿泊所を管理運営する法人に対する

支出に関する支出命令書であって、経費の支出手続を行うときに、支出に必要な書類の有無、支出の根拠を調査し、審査の上発行されるものであることが認められる。

本件申立文書その1は、支出登録票、支出命令書及び物品役務部分検査調書（以下「検査調書」という。）で構成され、本件申立文書その2は、支出登録票及び支出命令書、又は支出登録票、支出命令書及び概算請求内訳書で構成されていることが認められる。

本件申立文書には、請求金額、算出の基礎、債権者の住所、氏名（法人名、代表者氏名）、代表者印及び振込先金融機関（金融機関名、口座種別、預金口座番号）等が記録されていることが認められる。

また、本件申立文書その1のうち、検査調書については、部分払を行う際に、契約の履行を確認する部分検査を行ったときに作成される文書であり、支出命令書に添付することとなっている当該支出の根拠を証するものであって、契約の相手方、検査場所、検査年月日及び評定等の検査結果等について記録されていることが認められる。

(3) 旧条例第9条第1項第2号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第2号本文は、「法人・・・その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められる情報」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書その1のうち検査調書の「評定」について、本号に該当するとして非公開としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書その1のうち検査調書の「評定」については、当該法人が当該契約に基づいて履行した内容に対して、横浜市が履行内容の検査を行った際に付した当該法人に対する評価であることが認められる。行政機関である横浜市が当該法人の履行内容について行った評価は、それ自体が当該法人の事業活動情報であって、公開すると当該法人に明らかに不利益を与えるものであることが認められ、本号に該当する。

このことは、同業他者との競争がない場合においても同様である。

エ なお、当該情報は、人の生命、身体又は健康の保護のため公開することが必要な情報、市民生活の保護等のため公開することが公益上必要と認められる情

報のいずれにも該当しないものであり、本号ただし書に該当しない。

(4) 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第3号では「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち法人等の取引金融機関に関する金融機関名、口座種別、口座番号等の口座情報及び印影について、本号に該当するとして非公開としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書のうち、支出命令書に記録されている法人の代表者の印影は、当該文書の真正性を担保するために使用されているものであることから、当該法人としての活動や権利義務に影響がある情報であり、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

エ 本件申立文書のうち、支出命令書の請求書に記録されている振込先金融機関名、口座種別及び預金口座番号は、法人の経営や財産及び取引に関する情報であって、個別の取引において当該取引の相手方である債務者に対して、個別に通知されるものであり、当該取引関係者以外に通知されることは通常ないものとする。

したがって、これらの情報を公にすると、当該口座に不正にアクセスされるなど第三者に悪用されて当該法人の財産の保護に支障が生ずるおそれがあり、本号に該当する。

オ また、申立人は、旧条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、旧条例第4条の規定をもって、旧条例第9条第1項各号の規定に該当する情報を公開する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非公開とした部分は、旧条例第9条第1項第2号及び第3号に該当する情報であるから、実施機関が本件申立文書を一部公開とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------------------------|-----------------------|
| 平成12年 6 月30日 | ・ 諮問書受理 |
| 平成12年 7 月28日 (第 229 回審査会) | ・ 諮問の説明 |
| 平成12年 8 月 8 日 | ・ 実施機関から一部公開理由説明書を受理 |
| 平成12年10月13日 (第 233 回審査会) | ・ 審議 |
| 平成12年10月16日 | ・ 異議申立人から意見書を受理 |
| 平成12年11月17日 (第 1 回審査会部会) | ・ 審議 |
| 平成12年12月13日 (第 2 回審査会部会) | ・ 審議 |
| 平成13年 3 月16日 (第 3 回審査会部会) | ・ 審議 |
| 平成13年 5 月18日 (第 5 回審査会部会) | ・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議 |
| 平成13年10月 5 日 (第 11 回審査会部会) | ・ 審議 |
| 平成13年11月 2 日 (第 12 回審査会部会) | ・ 審議 |